

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

45 住宅改造助成 (保健福祉局高齢福祉課)

身体機能の低下した高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者に適するように改造する場合の費用の一部を助成し、高齢者の自立の助長や介護者の負担軽減を図ります。

1 内容

助成の対象工事は高齢者の自立が助長され、または介護者の負担が軽減される工事です。ただし、介護保険住宅改修費の給付対象となる工事は原則、対象外です。訪問調査の上、身体状況に応じて必要な工事が対象となります。工事の具体的な内容については、住宅改造相談センターにてご相談に応じます(助成は、原則として1世帯につき1回です。)

改造箇所	内容<例>
玄関・廊下	拡張
居室	間仕切りの変更・撤去
階段	階段昇降機(リフト)
浴室	浴槽の取替(段差解消目的以外)、★浴槽の取替(段差解消目的)、浴室の拡張(介護者が入れない場合等)
便所	温水洗浄便座(排泄処理不可能な場合のみ)
洗面所	車椅子対応洗面台
屋外	★通路整備、★屋外手すり(屋内は介護保険で)
その他	水栓の変更

★については、介護保険の利用を優先してください。

2 助成額

工事に要した額(※)と助成上限額(30万円)を比較して低い方の額に、下記の助成率を乗じた額

※ 介護保険住宅改修の対象となる工事については、この助成においては10万円が限度となります。

利用者の介護保険料所得段階		助成率
第1段階	【A】:生活保護受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 など	100%
	【B】:市民税世帯非課税	90%
第2・3段階	市民税世帯非課税	
第4・5段階	本人が市民税非課税	60%
第6・7段階	本人が市民税課税で所得200万円未満	35%
第8段階	本人が市民税課税で所得200万円以上300万円未満	10%
第9～13段階	本人が市民税課税で所得300万円以上	助成対象外

※第1段階の【A】・【B】の区分は事業独自の区分です。

3 対象者

市内に居住し、介護保険における「要支援1・2」「要介護1～5」に認定された65歳以上の人。ただし、介護保険料第9段階以上の人は対象外です。

4 利用方法

事前申請が必要ですので、対象工事に着工する前に、各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123参照)

住宅改造相談センター TEL 731-3511(福岡市市民福祉プラザ3階, P53参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

46 住宅改造相談センター (保健福祉局高齢福祉課)

身体機能の低下した高齢者やその家族が住宅をその高齢者に適するように改造する場合、改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供を行っています。

1 相談日時

月曜日～金曜日：午前10時～午後5時

※土日、祝日、年末年始(12月28日～1月3日)及び毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)を除きます。

2 相談方法

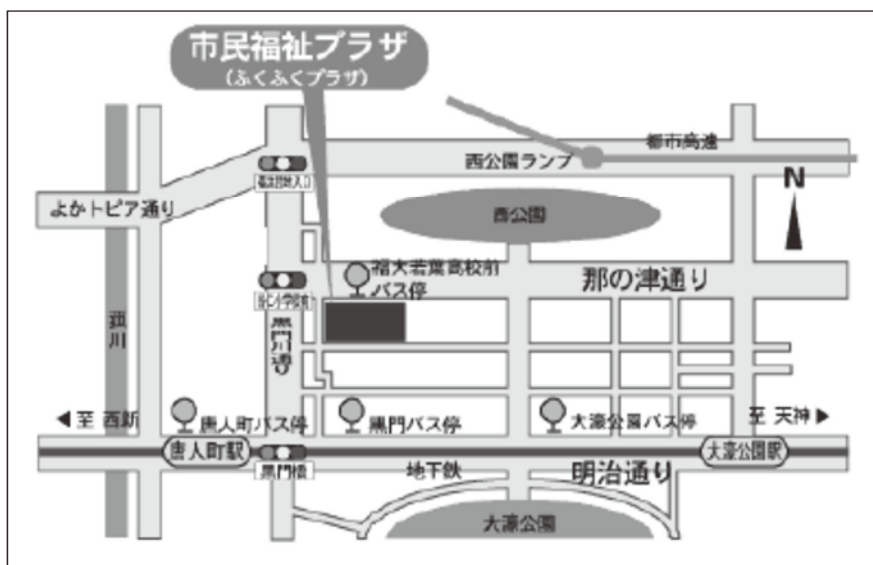
来所または電話により、専門の相談員(建築士、介護支援専門員の資格を持った介護福祉士等)が相談をお受けします。

【問い合わせ先】

福岡市市民福祉プラザ3階

TEL 731-3511

FAX 731-5361



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

47 市営住宅への入居申込みについて (住宅都市局住宅管理課)

年4回(5月・8月・11月・2月)実施している市営住宅の入居者募集(抽選方式)において、高齢者の申込みは優遇制度を設けております。

なお、市営住宅への入居申込みには、収入基準などの要件があります。

1 対象世帯

(1) 別枠募集

次のいずれかに該当する世帯を対象に、一般世帯とは別枠で募集しています。募集住宅は、高齢者・身体障がい者の人に配慮した仕様となっています。

① 申込者が60歳以上で、同居する親族が「配偶者」「60歳以上の人」だけで構成されている世帯

② 身体障害者手帳1級から4級までの人がいる世帯

※60歳以上の人で配偶者がいない場合は、単身での申し込みができます。

(2) 抽選優遇

一般世帯と一緒に募集している住宅に、申込者が60歳以上で、同居する親族が「配偶者」「60歳以上の人」「20歳未満の人」だけで構成されている世帯が申し込む場合、抽選番号を通常よりも多く割り振ります。

※募集住宅は一般仕様の住宅です。

2 費用(敷金・連帯保証人及び家賃)

入居には家賃の3か月分の敷金と連帯保証人(1人)が必要です。

家賃は世帯の所得や住宅の広さなどにより算出されます。

3 申込方法

募集期間に下記のいずれかの方法でお申し込みください。

(1) 各区情報コーナー、入部・西部出張所、情報プラザ、なみきスクエア、福岡市住宅供給公社募集課で配布する申込書に必要事項を記入し、福岡市住宅供給公社(市営住宅センター)に郵送。

(2) 福岡市住宅供給公社ホームページ(下記 URL)に表示される「市営住宅インターネット申込」の画像から申込画面に進み、必要事項を入力して申込み。

福岡市住宅供給公社ホームページ <http://www.nicety.or.jp/>

また、上記の抽選方式の他にも、「ポイント方式による募集」や「随時募集」(いずれも要件あり)により対象住宅への申込みを受け付けています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福岡市住宅供給公社募集課 TEL 271-2561 FAX 272-5030
(博多区店屋町4-1 冷泉ハープビル1階)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

48 高齢者向け優良賃貸住宅 (住宅都市局住宅計画課)

市が認定した高齢者仕様の民間賃貸住宅の家賃の一部助成を行い、高齢者の居住を確保できる住宅の供給促進を行います。

1 内容

市が認定した高齢者仕様の民間賃貸住宅への家賃減額補助を行うことで、高齢者に家賃負担の少ない賃貸住宅を供給します。入居者の希望に応じ、緊急時に医療機関等へ通報するサービスを利用することができます。(認定物件は下記のとおりです。)

2 対象者

原則として、次に該当する人です。

- ・福岡市内に住所または勤務箇所を有する人
- ・自ら居住するため、住宅を必要とする人(セカンドハウスは認められません。)
- ・入居の申込み時に、60歳以上であること。ただし、夫婦で入居する場合は、どちらかが60歳以上であること。
- ・自立した日常生活を営むことができる人

住宅によって入居者の所得制限や家賃の補助を受けられる所得の範囲が異なりますので、個別にご確認ください。

3 費用

家賃減額補助の補助額については、入居世帯の収入等に応じて変わりますので、入居審査後に決定します。

4 申込方法

入居者募集については空室がある住宅ごとに随時行っております。下記の書類を管理会社へ提出して入居申込みを行っていただき、審査後に管理会社と賃貸借契約を行ってください。

<申込時に提出していただく書類>

- ・入居申込書 ・住民票(入居予定者全員で続柄の記載されているもの) ・前年の所得証明書など

【認定物件一覧】

(平成31年3月1日現在)

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※
シニアズハウス トリニテ千早	24	東区千早5丁目2-22	092-771-1587
ナイスティ吉塚駅南	24	博多区千代1丁目1-63	092-271-2892
アビターレ春吉	20	中央区春吉2丁目15-14	092-751-1711
オーベル平尾	10	中央区平尾1丁目10-6	092-739-0007
ネズバン桜坂	19	中央区桜坂1丁目6-33	092-735-7020

※問い合わせ先に記載している電話番号は、管理会社等の電話番号です。

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

49 サービス付き高齢者向け住宅 (住宅都市局住宅計画課)

構造・設備やサービスなど一定の基準を満たすサービス付きの高齢者向け民間賃貸住宅を登録して物件の情報を提供します。

1 内容

サービス付き高齢者向け住宅とは、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、安否確認や生活相談サービス等を提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を備えた住宅です。(登録物件は下記のとおりです。)

2 対象者

原則として、次に該当する人です。

- ・60歳以上の人または要介護・要支援認定を受けている人
- ・同居者は、配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている親族

3 費用

敷金、家賃、共益費、サービスの対価などの費用がかかります。住宅によって金額は異なりますので、個別にご確認ください。

4 申込方法

入居契約を管理会社などで行っていただきます。

【登録物件一覧】

(平成31年3月1日現在)

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日
シニアズハウス トリニテ松崎	27	東区松崎2丁目7-21	092-663-0500	入居可
あすなる青葉	41	東区青葉1丁目4-1	092-692-5860	
やすらぎの家Ⅱ	26	東区多々良1丁目17-8	092-673-3345	
アソシエ御島崎	24	東区御島崎2丁目3-5	092-663-1134	
いきいきハウス箱崎	21	東区箱崎6丁目18-9	092-651-5615	
シニアズハウス トリニテ千早	56	東区千早5丁目2-22	092-410-1000	
コンフォートよつば	14	東区唐原3丁目6-16	092-674-3266	
寿らいふ アクアヴィラ香椎浜	201	東区香椎浜3丁目3-3	0800-111-6511	
カームネス友彩	30	東区下原1丁目20-57	092-681-6221	
香住ヶ丘 杜の家	61	東区香住ヶ丘1丁目7-10	0120-878-823	
アソシエ 大樹	43	東区若宮2丁目40-8	092-674-4570	
サンルームほほえみ	18	東区筥松3丁目3-17	092-641-0665	
ちはやふる和	8	東区千早2丁目21-7	092-674-3335	
有料老人ホーム桜寿のさと松島	53	東区松島2丁目5区18-1	092-918-2007	
ロイヤルレジデンス博多	60	博多区竹下4丁目14-37	0120-82-6517	入居可
メディケアホーム南福岡	58	博多区銀天町2丁目2-6	092-558-6021	

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

名称	戸	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日
ラガーナ板付	51	博多区板付 2 丁目 13-28	0120-525-101	
さわやか立花式番館	103	博多区大字立花寺 179-64	0120-958-490	
ユトリア博多	32	博多区博多駅南 3 丁目 4-36	0120-092-080	
ケアガーデンあじさい物語博多駅東	30	博多区吉塚 7 丁目 2-18	092-623-0560	
知行庵	40	博多区金の隈 1 丁目 28-48	092-580-8108	
想美	50	博多区諸岡 1 丁目 24-25	092-588-6161	
アットホーム福岡	35	博多区千代 1 丁目 1-55	092-631-1007	
桜寿のさと	45	博多区吉塚 4 丁目 12-25	092-260-8863	
スマイル板付	40	博多区板付 1 丁目 5-9	092-436-2526	
ケアスタ福岡	11	博多区千代 1 丁目 30-25	092-631-1007	
グランメゾン迎賓館 福岡小笹	53	中央区小笹 2 丁目 12-11	0120-086-165	
グリーンガーデン南公園	20	中央区小笹 5 丁目 20-11	092-477-7040	
ハーヴェスト西公園	24	中央区伊崎 6-21	092-720-5050	
ハーヴェスト高砂	54	中央区高砂 2 丁目 1-23	092-521-3823	
クラシオン小笹山手 1 番館	18	中央区小笹 4 丁目 5-1	092-781-8012	
えがおで寺塚 1 番館	73	南区寺塚 2 丁目 20-1	0120-3456-11	入居可
アソシエ中尾	32	南区中尾 3 丁目 9-12	0120-793-111	
ハーヴェスト高宮	81	南区向野 1 丁目 22-1	092-553-0700	
メディカルケアシニアホーム高宮	49	南区大楠 3 丁目 13-25	092-532-5570	
ささえあい太陽まとは	43	南区的場 2 丁目 37-2	092-588-7811	
紀水苑 福岡南	54	南区中尾 3 丁目 43-2	0120-062-620	
アルファリビング博多南	42	南区弥永 3 丁目 3-1	0120-559-338	
グランドマスト大橋南	47	南区和田 3 丁目 26-7	092-557-1065	
えがおで寺塚 2 番館	64	南区寺塚 2 丁目 11-11	0120-3456-11	
ひいの邸	40	城南区樋井川 4 丁目 9-15	092-874-2000	
グランジュテなの花	40	城南区西片江 2 丁目 13-5	092-864-1001	
ホスピコート 長尾	43	城南区長尾 1 丁目 19-15	092-862-1111	
レイクサイド桜庵	13	城南区片江 5 丁目 1-49	093-777-2581	
ロイヤルレジデンス田島	64	城南区田島 5 丁目 11-2	092-407-2591	
グランドハウス梅林	38	城南区梅林 4 丁目 6-14	092-873-1105	
ながおの郷	40	城南区樋井川 4 丁目 4-21	092-874-2000	
カルナス別府	69	城南区別府 4 丁目 54-21	0120-428-310	2019 年 6 月
ヴィレッジすみれⅡ	32	早良区田隈 2 丁目 23-12	092-874-0220	入居可
(仮称)ココファン西新	48	早良区高取 1 丁目	03-6431-1860	2020 年 9 月
ラソーレ早良南	37	早良区重留 2 丁目 5-5	092-804-2266	
ユーテラス高取	8	早良区高取 1 丁目 11-15	092-577-4374	
東風	23	早良区東入部 8 丁目 17-26	092-804-3852	
やまびこ	30	早良区南庄 2 丁目 8-3	092-407-3820	入居可
アソシエ南庄	30	早良区南庄 1 丁目 18-3	092-406-0227	
サポートタウン クレアたぐま	41	早良区田隈 2 丁目 22-18	092-874-9303	

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日
安心の住まいパインガーデン室見	55	早良区室見 2 丁目 15-27	092-847-1515	入居可
安心の住まいパインガーデン藤崎	26	早良区弥生 2 丁目 3-25	092-847-1518	
ディエス有田	53	早良区有田 7 丁目 2-3	092-852-7711	
けらけらの森	37	早良区田村 4 丁目 18-1	092-874-0080	
エフコープ結(ゆい)次郎丸	35	早良区次郎丸 4 丁目10-50	092-874-0095	
そんぼの家 S 姪浜	143	西区石丸 3 丁目 38-7	0120-37-1865	
かりん	53	西区戸切 2 丁目 13-27	092-811-3111	
グランメゾン迎賓館 福岡伊都	30	西区飯氏 940-1	0120-085-165	
ほっとライフ伊都	43	西区今宿西 1 丁目 17-6	092-834-3307	
(仮称)ほっとライフ伊都Ⅱ	52	西区今宿西 3 丁目	092-834-3307	
日の出会 こもれび	22	西区野方 1 丁目 16-26	092-812-2585	入居可
まほろばの里 なの国	40	西区拾六町団地 2-18	092-892-3206	
グランヴィル鳳凰館 福岡周船寺	59	西区周船寺 3 丁目 6-35	0120-087-165	
いと楽し	31	西区徳永北 1-52	092-802-0701	
有料老人ホームメディケア福岡西	51	西区拾六町 5 丁目18-10	092-895-2070	

※問い合わせ先に記載している電話番号は、管理会社等の電話番号です。

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589

50 住まいサポートふくおか (住宅都市局住宅計画課)

65歳以上の住み替えでお困りの方を対象に、民間賃貸物件への入居に協力する「協力店(不動産事業者)」や入居中の様々な生活支援を担う「支援団体(民間企業 NPO など)」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居をコーディネートします。

1 相談期間

月曜～金曜：午前9時～午後5時(休日を除きます。)

2 対象者

市内の民間賃貸住宅などの物件を探している人で、65歳以上の人のみで構成される世帯(65歳以上の人と障がい者など配慮が必要な人のみで構成される世帯も含まれます。)

3 費用(自己負担)

情報料は無料

※各種サービスに必要な費用は、利用者の負担となります。

【相談窓口・問い合わせ先】

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 相談支援課 生活支援サービス係
福岡市市民福祉プラザ 4階 TEL 720-5356 FAX 751-1509

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

51 高齢者世帯住替え助成事業 (住宅都市局住宅計画課)

居住環境の悪い民間賃貸住宅に居住している、または建替えなどにより住替えが必要な高齢者世帯の住替えを支援するため、一定の要件を満たす高齢者世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成します。

1 事業の概要

(1) 対象者

福岡市内の民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居する 65 歳以上のひとり暮らし世帯または 65 歳以上の人と 60 歳以上の親族で構成される世帯。

なお、65 歳以上の人と同居する親族が以下のいずれかに該当する場合には、その人の年齢は問いません。

- ・要介護・要支援認定を受けている人
- ・身体障害者手帳を所持し1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持し1級または2級の人
- ・療育手帳を所持し A または B1 の人

※その他、所得や転居後の住宅の要件など、一定の要件を満たしている必要があります。

(2) 助成対象経費

申請者が事業者(不動産会社、引越し業者)に支払う経費で、以下のものが助成対象です。

区分	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	・礼金 ・仲介手数料 ・火災保険料 ・家賃債務保証料 ・転居前の住宅に係る原状回復費用	・敷金 ・契約時に払う家賃、共益費、管理費 ・鍵交換費用 ・住宅の清掃またはクリーニング費用
引越し費用	・引越し運送費用 ・荷造りや荷解きに係る費用(人件費や梱包資材に係る費用など) ・エアコン等の取り外し・取り付けに係る費用 ・引越しに伴う不用品の処分費用	・引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ・公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ・ご近所への挨拶品の手配等に係る費用

(3) 助成額

助成対象となる経費の合計額(消費税を含む)の1/2(上限額 10 万円)

※家主等から立退き料が支払われている場合には、助成対象経費から立退き料を差し引いた額の1/2で計算します。

※計算した額に 100 円未満の端数が生じた場合には、切り捨てます。

2 利用方法

引越し日から5か月以内の申請が必要です。詳しい申請方法や助成要件は、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589